

平成22年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府22-55(政策11-施策①))

施策名	栄典事務の適切な遂行〔11. 栄典事務の適切な遂行〕						
施策の概要	栄典は、日本国憲法第7条に規定する国事行為として、内閣の助言と承認の下に天皇陛下から授与されるものであり、これに関連する審査、伝達等の事務を行う。						
達成すべき目標	適切な審査を行うとともに、春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年閣議報告)等に定められた総数の発令に努める。						
施策の予算額・執行額等	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の状況(千円)						
	当初予算(a)	2,922,427	2,989,127	2,913,119	2,825,116	2,556,153	2,562,547
	補正予算(b)	0	0	0	0	0	
	繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
合計(a+b+c)	2,922,427	2,989,127	2,913,119	2,825,116	2,556,153		
執行額(千円)	2,925,827	2,933,655	2,905,401	2,814,636			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)			
	第177回国会・衆・参・内閣委員会 官房長官所信表明	平成23年2月23日(衆) 同年3月10日(参)		(各通) 私の直接の担当分野である国際平和協力業務、政府広報、栄典行政などについても適切に推進してまいります。			

測定指標	基準値	実績値					目標値
		15年秋	18年度	19年度	20年度	21年度	
春秋叙勲の発令数	15年秋	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	-
	春秋ごと概ね4,000名(上段:春、下段:秋)	4,047名	4,036名	3,973名	4,068名	4,019名	-
年度ごとの目標値		4,028名	4,061名	4,028名	4,024名	4,173名	
危険業務従事者叙勲の発令数	15年秋	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	-
	毎回の発令ごとに概ね3,600名(年2回)	3,591名	3,591名	3,617名	3,617名	3,623名	-
年度ごとの目標値		3,594名	3,616名	3,612名	3,616名	3,622名	
春秋褒章の発令数	15年秋	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	-
	春秋ごと概ね800名(上段:春、下段:秋)	785名	760名	754名	728名	697名	-
年度ごとの目標値		768名	794名	789名	702名	735名	
発令日	15年秋	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	-
	春:4月29日、秋:11月3日	4月29日	4月29日	4月29日	4月29日	4月29日	-
年度ごとの目標値		11月3日	11月3日	11月3日	11月3日	11月3日	
「一般推薦制度」に係るホームページへのアクセス数	15年秋	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	-
	前年度比増			23,445件	28,227件	51,565件	-
年度ごとの目標				前年度比増	前年度比増	前年度比増	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>栄典制度の適切な運用に努め、適切な審査を行うとともに、春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年閣議報告)等に定められた春秋叙勲、危険業務従事者叙勲及び春秋褒章の総数の発令に努め、おおむね目標を達成した。</p> <p>一般推薦制度に係る内閣府のホームページへのアクセス数については、広報展開に内閣府ホームページのトップページでの告知やインターネットサイトテキスト広告といったこれまでにない新しい手法を取り入れるなど、同制度の周知に努めた結果、対前年度比で約23,000件の増と8割以上の増加となり、目標を達成した。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>栄典は国民にとって高い関心事項の一つとなっている。それは春、秋それぞれの発令日の前日においては褒章が、発令日当日においては叙勲に係る報道が新聞各紙等で大きく取り上げられている(平成22年度は、全国紙、ブロック紙、地方紙各紙等において取り上げられた)ことでも示されており、勲章・褒章の制度は広く国民に浸透・定着しているものである。</p> <p>【今後の方向性】 栄典事務の適切な遂行に当たり、引き続き春秋叙勲候補者推薦要綱等に定められた春秋叙勲、危険業務従事者叙勲及び春秋褒章の受章者予定数の発令に努める。 また、一般推薦制度についても、より多くの国民に同制度を周知するため、政府広報の一層の活用や各都道府県に対する広報の要請の強化等、引き続き同制度に係る広報活動の強化に努めていくこととする。 なお、栄典制度が、今後とも、公のために努力している多くの人々の誇り、励みとなるよう、◇官民比率のバランスに留意、◇民間分野のうち特に中堅企業、中小企業の功労者の発掘、◇人目につくにくい分野等において業務に精励した功労者の発掘など、栄典事務を適切に遂行する上での留意すべき重要な点を踏まえ、制度の適切な運用に努めていく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>栄典の授与に当たっては、広く国民の意見を反映させ、もって栄典制度が公正に運用されるよう努める必要がある。このため、内閣総理大臣は、栄典制度に係る基本的事項について、毎年春と秋に各界の有識者の意見を聴き、栄典行政にその意向を反映させることとしている。</p> <p>平成22年5月及び11月に開催した「栄典に関する有識者」の会議において、有識者からは、栄典制度が、今後とも、公のために努力している多くの人々の誇り、励みとなるよう、①中央、著名人等に偏ることなく各界各層から幅広く発掘、②民間分野のうち特に中堅企業、中小企業の功労者の発掘、③人目につくにくい分野等において業務に精励した功労者の発掘、④女性の功労者の発掘など、引き続き適切な運用に努めるべきとの意見があった。</p>
-----------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページアクセス件数:ウェブアクセスログの数値を集計するツールを用いて測定(資料1) ・新聞記事(資料2) ・春秋叙勲の官民比率(資料3) ・民間分野のうち特に中堅企業、中小企業の功労者の受章者数(資料4) ・人目につきにくい分野等において業務に精励した功労者の受章者数(資料5) ・一般推薦制度の実績(資料6) 				
<p>担当部局名</p>	<p>賞勲局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>総務課長 原宏彰</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成23年9月</p>